

## 令和3年度 北海道支部事業計画（具体的施策）案の変更について



※朱書き部分が令和2年度第5回評議会（令和3年1月15日開催）に提出した計画案からの変更箇所

令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案	令和3年度本部事業計画
<p>I. 基盤的保険者機能関係</p> <p>10. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※オンライン資格確認の円滑な実施に向けたシステムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進は、協会本部が実施することから、北海道支部事業計画には計上していません。</p> </div> <p><b>（1）加入者及び事業主への周知広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マイナンバーカードが健康保険証として利用できることのほか、過去の健診結果や服薬情報等を参考とした適切な医療が受けられるメリットがあること等について、支部定期広報媒体やSNSを活用し、積極的に周知を図る。</u></li> </ul> <p><b>【KPI（数値目標）】</b></p> <p><u>設定なし（※）</u></p> <p><u>※）加入者のマイナンバー登録率を高めるための主な取組はシステム機能の改善のほか、本部が実施する加入者への登録勧奨であることから、KPI（数値目標）は本部のみ設定</u></p>	<p>I. 基盤的保険者機能関係</p> <p>10. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー登録率向上を図る。</li> <li>・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</li> </ul> <p><b>【KPI（数値目標）】</b></p> <p>加入者のマイナンバー登録率を対前年度以上とする</p>

令和3年度北海道支部事業計画（具体的施策）案	令和3年度本部事業計画
<p><b>II. 戦略的保険者機能関係</b></p> <p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>(1) 被保険者の特定健診実施率の向上 変更なし</p> <p>(2) 事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診データの取得促進に向けて、北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書による提供依頼を実施する。</li> <li>健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、勧奨を実施する。</li> <li><u>協会本部において、令和4年度からの本格実施に向けた検討を進めている「事業者健診データの取得促進に向けた、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキーム」について、その円滑な実施に向けた所要の準備を確実に進める。</u></li> </ul> <p>(3) 被扶養者の特定健診実施率の向上 変更なし</p>	<p><b>II. 戦略的保険者機能関係</b></p> <p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。また、<del>国において事業者健診データの取得について、に係る事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、が検討されていることを踏まえ、</del>事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、<del>関係団体等と連携した円滑な運用を図る。制度的な課題等の解決に向けた国への働きかけを行う。</del></li> </ul>

#### iv) コラボヘルスの推進

##### (1) 宣言項目や事業所カルテの見直し

変更なし

##### (2) 宣言事業所数の拡大

- ・ 11人以上の健診データを保有する事業所に対し、事業所カルテを活用した宣言勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、文書のみならず電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・ 被保険者が一定規模以上在籍する事業所であって、かつ健診データを提供いただけていない事業所については、健診データの提供と宣言の同時勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、行政及び経済団体等との連名による文書勧奨を実施するほか、電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・ 関係機関と連携した「健康経営推進セミナー」を開催する。なお、セミナーの開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加者の利便性を高めるため、オンラインでの開催も検討する。

#### iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。

### (3) 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上

- ・ 健康づくりに関する取組状況や課題に関するアンケート調査等を通じて、事業所ごとの健康課題を「見える化」し、当該課題の解消に向けた支援を行う。
- ・ 健康づくりの取組に関する好事例を収集した「好事例集」の作成及び配付を通じて、好事例の横展開を図る。
- ・ 支部保健師等による総合的な事業所支援（事業所カルテ等を踏まえた課題の抽出から、課題解決までの一連のプロセスを支援）の拡充を図るべく、今後の全道展開を見据えたモデル事業を実施する。
- ・ また、今後本部より示される「家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充するための指針」に基づき、支部における新たな事業所支援策等を検討する。

### (4) 行政等との連携の強化

変更なし

### (5) ヘルスリテラシーの向上

変更なし

### (6) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 北海道医師会と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策等をテーマとした健康づくり講演会を開催する。なお、講演会の開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加者の利便性を高めるため、オンラインでの開催も検討する。

- ・ （再掲）家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。

- ・ 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。

**v) 支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進**

**(1) 喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）**

- ・ 職場における分煙及び禁煙の推進策に関する「分煙・禁煙推進セミナー」を開催する。なお、セミナーの開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加者の利便性を高めるため、オンラインでの開催も検討する。

**(2) 喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）**

変更なし

## 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉

### (1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進

変更なし

### (2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

- ・ 健康事業所宣言との同時実施に向けた勧奨のほか、新規適用事業所に対する勧奨について確実に実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報紙等を通じた情報提供を実施する。また、北海道内の各地区社会保険委員会と連携した研修や情報提供を実施する。
- ・ なお、健康保険委員研修会の開催にあたっては、参加者の最大化を図る観点のほか、参加する健康保険委員の利便性等を考慮し、オンラインでの開催も検討する。加えて、参加者アンケート結果を踏まえた研修内容等の充実を図る。

## 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉

- ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報紙等を通じた情報提供を実施する。